

飯山市選管だより

令和8年(2026年)9月15日

発行/飯山市選挙管理委員会

電話 0269-62-3111 (内線441)

10.25日



市長・市議会議員同時選挙

18歳から投票できます。飯山の未来を方向付ける大切な機会にあなたの想いを届けよう！

01 投票できる方

■飯山市に住所があり、平成20年10月26日までに生まれた方で、選挙人名簿に登録されている方。

■令和8年7月17日までに市内に転入されて、住民基本台帳に登録された方。なお、令和8年9月25日以後に市内で転居された方（例えば木島から常盤へ）は、前住所地で投票してください。

02 投票所入場券

■投票所入場券は、有権者の皆さんのお手元に郵送します。投票に行く際は、ご自身の記載がある部分を切り離してお持ちください。

■なお、入場券を紛失した場合は、投票所で身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）をご提示ください。

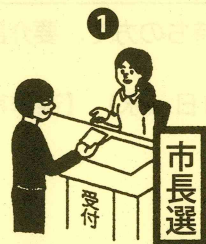
03 投票のしかた

■市長選挙 ゴム印を押す

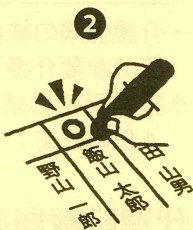
当日は、候補者一人の氏名の上の欄に備え付けのゴム印で○印を押して、投票してください。
なお、期日前投票では、候補者名を一人だけ書いて投票してください。

■市議会議員選挙 候補者を記載

市議会議員選挙は、候補者名を一人だけ書いて投票してください。



投票所入場券を出して受付し、市長選挙の投票用紙をもらいます。



ゴム印で○印を押して投票箱へ。



市議会選挙の投票用紙をもらいます。

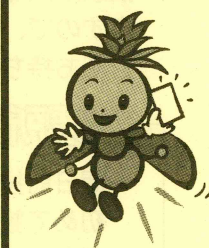


決められた場所で候補者名を書き、投票します。

投票時間とは投票所ごとに違います
投票は、市内25カ所の投票所で行われます。投票できる時間は午前7時からですが、それぞれの投票所で閉鎖時刻が異なります。詳しくは裏面の投票所等一覧をご覧ください。

選挙公報
『選挙公報』は、候補者の政策などを書いたもので、投票者を選択する際、大変参考になります。
この選挙公報は投票日の2日前までに、皆さんの世帯へお届けする予定ですので、よく読んで選びましょう。

代理投票・点字投票
ご自身で字を書くのが、難しい方は、代理投票や点字による投票ができますので、投票の際に投票所の係員にお申し出ください。



投票所等一覧

※閉鎖時刻にご注意下さい※

投票区	投票所名	閉鎖時刻
飯山第1	飯山市公民館	午後7時
飯山第2	飯山市役所	午後7時
飯山第3	しろやま保育園	午後7時
秋津第1	中山根集落センター	午後7時
秋津第2	新田創造館	午後6時
秋津第3	いいやま人権福祉センター	午後7時
秋津第4	秋津地区活性化センター	午後7時
木島	木島地区活性化センター	午後7時
瑞穂第1	関沢農業改善センター	午後7時
瑞穂第2	瑞穂保育園	午後7時
瑞穂第3	柏尾農村研修集会施設	午後6時
柳原第1	いずみだい保育園	午後7時
柳原第2	大川公会堂	午後5時
富倉	富倉出張所	午後5時
外様	外様地区活性化センター	午後7時
常盤第1	常盤地区活性化センター	午後7時
常盤第2	戸狩区コミュニティセンター	午後7時
太田第1	太田地区活性化センター	午後7時
太田第2	小境公会堂	午後6時
太田第3	曾根農業生活改善センター	午後6時
岡山第1	温井多目的交流センター	午後5時
岡山第2	羽広山多目的集会所	午後5時
岡山第3	上境集会センター	午後5時
岡山第4	岡山出張所	午後5時
岡山第5	しらかば保育園	午後5時

期日前投票のしかた

投票日に都合の悪い方は期日前投票をしましょう。

- ・期 間 10月19日（月）～10月24日（土）
- ・期 間 午前8時30分～午後8時まで
- ・会 場 市役所4階 期日前投票所
- ・持ち物 投票所入場券（届いていない又は紛失の場合は身分証明書）

※告示日10月18日（日）は投票できませんのでご注意ください。

※投票所入場券に期日前投票宣誓書が印刷されていますので、ご自身で住所・氏名・生年月日を記入してお持ちください。

投票所来場記念

- ・期日前投票所に一緒に来場されたお子さんや初めて投票される方に、缶バッジを1つプレゼントいたします。（数に限りがあります。）

不在者投票のしかた

市外滞在地での不在者投票

仕事・学業等で市外に滞在している場合など、飯山市選挙管理委員会に投票用紙を請求して最寄り市町村の選挙管理委員会で行うことができます。詳細は飯山市のホームページをご覧ください。



飯山市HP

入院・入所中の不在者投票

不在者投票指定施設に入院・入所をされている方は、その施設で不在者投票ができます。施設の係員に申し出て、手続きをしてください。

飯山市内では、飯山赤十字病院、老人ホームてるさと、介護老人保健施設みゆきが指定施設となっています。

郵便等による不在者投票

次の要件に該当する方は、自宅などで投票し、郵便等を用いて、投票用紙を送付することができます。なお、事前に証明書の交付が必要となりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

■要件（次のいずれか）

- ・身体障害者手帳をお持ちで、下表の障がい名について、その程度に該当する方

障がい名	程 度
両下肢・体幹・移動機能	1級 2級
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級 3級
免疫・肝臓	1級～3級

- ・戦傷病者手帳をお持ちで、下表の障がい名について、その程度に該当する方

障がい名	程 度
両下肢・体幹	特別項症～第2項症
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症

- ・介護保険の被保険者証をお持ちの方で、要介護状態区分が要介護5の方
- ※投票用紙の請求は、10月21日（水）【選挙期日の4日前】までとなります。

代理記載制度

郵便等による不在者投票の対象者で、自ら投票の記載ができない方は、代理記載人（選挙権を有する人に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

なお、事前に証明書の交付が必要となりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

■要件（次のいずれか）

- ・身体障害者手帳に上肢または視覚の障がい程度が1級と記載されている方。
- ・戦傷病者手帳に上肢または視覚の障がい程度が特別項症から第2項症までであると記載されている方。
- ※投票用紙の請求は、10月21日（水）【選挙期日の4日前】までとなります。